

24 条タスクフォース規則

平成 31 年 4 月 1 日 24 条タスクフォース決定

令和元年 9 月 11 日 一部改正

令和 2 年 3 月 6 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

令和 7 年 7 月 1 日 一部改正

(タスクフォース参加者の区分)

第 1 条 24 条タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）に参加する者は、政令指定法人 JPCERT/CC のほか、第一類構成員及び第二類構成員の 2 つの区分により構成する。

- 一 第一類構成員 構成員のうち、他の情報共有体制に参加又は運営する主体であって、サイバーセキュリティ協議会規約（以下「規約」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に定める活動に積極的に貢献する能力と意欲を有する者として、サイバーセキュリティの確保に資する情報を積極的に提供することができる者
- 二 第二類構成員 構成員のうち、第一類構成員等（政令指定法人 JPCERT/CC 及び第一類構成員をいう。以下同じ。）から提供される情報に対し一定の応答を行うことができる能力と意欲を有する者

(タスクフォースの業務)

第 2 条 タスクフォースは、規約第 4 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に掲げる協議会の活動として、サイバーセキュリティに関する脅威情報等の積極的な共有及び分析を行い、我が国のサイバーセキュリティを確保するために必要な情報の作出及び共有を積極的に行うものとする。

- 2 タスクフォースは、タスクフォースとして決定すべき事項がある等必要と認めるときは、タスクフォース会合を開催することができる。
- 3 タスクフォース会合は、タスクフォース参加者全員の出席をもって成立し、タスクフォースとしての決定は、原則としてタスクフォース参加者全員の賛成をもって行うこととする。
- 4 タスクフォース会合は、必要に応じて、電子的手段により開催することができる。
- 5 タスクフォースとして決定すべき事項のうち、タスクフォースの運営への影響が軽微な事項については、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、事務局において定めることができる。事務局が当該定めをタスクフォース参加者に対して通知した日から 2 週間以内にタスクフォース参加者のいずれからも異議が出なかった場合に、当該定めは効力を生じるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、タスクフォースの運営に関する事項は、別途タスクフォ

ースにおいて定める。

(地位の取得)

第3条 第一類構成員又は第二類構成員になろうとする構成員は、別途タスクフォースが定めるところにより、タスクフォースに対して申込みを行い、タスクフォースの承認を得たときに第一類構成員又は第二類構成員となるものとする。

(情報提供等の協力の求め)

第4条 協議会は、規約第23条第1項の規定にかかわらず、第一類構成員又は第二類構成員に対して情報提供等の協力を求める必要があると認められる場合には、別途タスクフォースが定めるところにより、法第17条第3項に基づく情報提供等の協力の求めを行うものとする。

(情報提供の範囲に関する留意事項)

第5条 タスクフォース参加者は、タスクフォースが高度な信頼関係に基づき機微性の高い情報をタスクフォースの中で共有することに鑑み、タスクフォース参加者以外の構成員にとって不要な情報を当該構成員に対し提供しないよう留意しなければならない。

(第一類グループ)

第6条 タスクフォースに、第一類グループを置く。

2 第一類グループは、第一類構成員等をもって構成する。

3 第一類グループは、第一類グループとして決定すべき事項がある等必要と認めるときは、第一類グループ会合を開催することができる。

4 第一類グループ会合は、第一類構成員等全員の出席をもって成立し、第一類グループとしての決定は、原則として第一類構成員等全員の賛成をもって行うこととする。

5 第一類グループ会合は、必要に応じて、電子的手段により開催することができる。

6 第一類グループとして決定すべき事項のうち、第一類グループの運営への影響が軽微な事項については、第3項及び第4項の規定にかかわらず、事務局において定めることができる。ただし、事務局が当該定めを第一類構成員等に対して通知した日から2週間以内に第一類構成員等のいずれからも異議が出なかった場合に、当該定めは効力を生じるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、第一類グループによる情報の提供に関する事その他第一類グループの運営に関することは、第一類グループにおいて定める。

(情報提供等の協力の求め)

第7条 協議会は、規約第23条第1項の規定にかかわらず、第一類構成員に対して情報提

供等の協力を求める必要があると認められる場合には、別途第一類グループが定めるところにより、法第 17 条第 3 項に基づく情報提供等の協力の求めを行うものとする。

(規約第 24 条に基づきタスクフォースが定める要件)

第 8 条 規約第 24 条第 4 項に規定するタスクフォースが定める要件は、第一類構成員等であることとする。

2 規約第 24 条第 5 項に規定するタスクフォースが定める要件は、第一類構成員等であることとする。

(タスクフォース等の庶務)

第 9 条 タスクフォース及び第一類グループの庶務は、国家サイバー統括室（協議会庶務担当）が務める。この場合において、国家サイバー統括室（協議会庶務担当）は、規約第 12 条第 3 項及び規約第 14 条第 3 項の規定の適用を除外されるものではない。